

むろしん<アンサー>サービス規定

(2020年4月1日改定)

第1条 むろしん<アンサー>サービス取引

- (1) むろしん<アンサー>サービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からの電話、ファクシミリ、スーパーパソコン（以下、「SPC」といいます。）または、VALUX（VALUX-HT、VALUX-SPC）（以下、上記の端末を総称して「端末機」といいます。）による照会依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）の取引明細、残高をお伝えすることができるものとします。
- (2) 電話、ファクシミリの場合には、取引通知（振込、取立入金、自動引落）ならびに入出金明細通知サービスをご利用いただけます。
- (3) SPC、VALUXによる依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た回線番号の端末機を使用して送信してください。
- (4) 電話、ファクシミリによる依頼は、依頼人が占有管理する電話、ファクシミリを使用して送信してください。

第2条 むろしん振込振替サービス取引

- (1) 振込振替サービス『登録方式』（以下振込サービス『登録方式』といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からの電話依頼に基づき、依頼日当日または依頼を行う日の翌営業日以降5翌営業日までの間で依頼人が指定する日（以下「振込指定日」といいます。）に、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、指定の金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法により届け出の入金指定口座へ振込の手続きをいたします。
- (2) 振込振替サービス『都度指定方式』（以下振込サービス『都度指定方式』といいます。）は、依頼人からの電話依頼に基づき、振込指定日に、都度指定された入金指定口座へ振込の手続きをいたします。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ② 支払指定口座が入金指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

第3条 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫が定めた電話番号あて送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した支払指定口座の支店番号・科目コード・口座番号・暗証番号・回線番号が、届出の支店番号・科目コード・口座番号・暗証番号・回線番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 依頼人は、前項に基づき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号(あらかじめ当金庫にご登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。)を入力のうえ当金庫宛送信してください。

- (4) ご依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号と届出の確認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (5) 当金庫は、前項に基づき確定した振込・振替内容を依頼人の端末機に送信いたしますので、ご確認ください。なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、第 10 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (6) 振込振替サービス『登録方式』または『都度指定方式』におけるご依頼の内容が確定した場合、当金庫は振込指定日に支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (7) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、預金通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。
- (8) 本サービスの取り扱いによる 1 回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人はあらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
- ① 振込または振替時に振込金額と第 6 条第 3 項の振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。
 - ② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済みするとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座からの支払停止、あるいは、入金指定口座への入金停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押え等やむを得ない事情があり、当金庫が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。
- (10) 振替において、入金指定口座または都度指定入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きにより処理します。

第 4 条 依頼内容の変更・組戻し

- (1) 振込振替サービス『登録方式』または『都度指定方式』において振込指定日を指定した振込依頼を行った場合には振込指定日の前日（ただし、サービス休止日は除く）まで取消が可能です。取扱時間内に端末機により取消依頼を行ってください。
- (2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続きにより取り扱える場合があります。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取り扱います。
- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の振込・送金訂正組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、振込・送金訂正組戻依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (3) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱える場合があります。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫制定の受領書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (4) 前2項の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、お客様と受取人との間で協議してください。
- (5) 振込・送金訂正組戻依頼書等に使用された印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (7) 本項に定める依頼内容の変更・組戻し手続を行った場合、第6条第3項の振込手数料は返還しません。
- (8) 組戻し手続を行った場合は、当金庫所定の方法により表示した組戻手数料および消費税をお支払いいただきます。

第5条 照会

- (1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号が、届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項に基づき当金庫が送信した情報につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消しをすることがあります。

第6条 手数料等

- (1) 本サービスの利用期間中は、毎月当金庫所定の方法により表示した基本手数料および消費税をお支払いいただきます。
- (2) 基本手数料は毎月7日（休業日の場合は翌金融機関窓口営業日）に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出を受けることなしに、あらかじめ指定された手数料引落口座から自動的に引き落とします。
- (3) 本サービスにより振込む場合には、当金庫所定の方法により表示した振込手数料および消費税をお支払いいただきます。なお、当金庫は基本手数料や振込手数料等の諸手数料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

第7条 取引内容の確認

- (1) 振込振替サービス『登録方式』または『都度指定方式』における取引後は、端末機により振込振替結果照会・入金明細照会を行い、必ず取引結果を確認してください。また、すみやかに普通預金通帳への記入または、当座勘定照会表により、取引内容を照合してください。また、当金庫は、依頼人に対し毎月末に「資金移動のお知らせ」をお送りいたしますので、お取引内容をご確認ください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

- (2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

第8条 暗証番号等の管理

- (1) 端末機および暗証番号等は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
- (2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下におかれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 暗証番号、確認暗証番号および承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいい、以下同じ）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

第9条 免責事項

- (1) 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に照会または通知した内容について変更または取り消しすることがあります。
- (2) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由により、取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の責によらない電話の不通ならびに通信機器、回線、コンピュータ等の障害により取り扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当金庫では責任を負いません。
- (4) この取り扱いによる依頼電文を当金庫で受信し、あらかじめ当金庫に届出された支払指定口座の支店番号、科目コード、口座番号、暗証番号との一致を確認して取り扱いしましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (5) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。
- (6) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

当金庫は個人の方は、次の第1項から第4項の各項に従い、法人の方は、別に定める補償規定に従い、当該資金移動等にかかる損害を補償するものとします。

- (1) 端末機、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。
 - ③ 依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補てん対象額の全部または一部について補てんいたしかねる場合があります。
- (3) 前2項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、端末機、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんいたしません。
- ① 不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ア. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - イ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合

第11条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印章の盗難や紛失等、または暗証番号、支払指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出前に生じた損害については、第10条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第12条 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは、第13条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は本サービスの申込みをお断りするものとします。

第13条 解約

- (1) この取り扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取り扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取り扱いを中止することがありますのでご了承ください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この取り扱いを停止し、または解約の通知をすることにより本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。
 - ① 本人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為

第14条 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑との相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第10条に定める場合を除き、責任を負いません。

第15条 規定の準用

この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第16条 サービスの内容・規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。
- なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第17条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して一年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から一年間継続されるものとします。契約後も同様とします。

第18条 準拠法、合意管轄

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本サービス等に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

むろしんアンサーサービス規定別表

アンサーサービスの種類・内容

アンサーサービスの種類

1. アンサーサービス（以下、「アンサー」という。）のサービス種類は次のとおり。

サービス種類	サービス内容
ANSER・資金移動サービス (注1)	ファクシミリ・パソコン等を使用して、加入者口座に対する振込・取立・入出金通知、残高照会、入出金明細照会、資金移動振込・振替を可能とするサービス

(注1)●ANSER (Automatic answer Network System for Electrical Request)

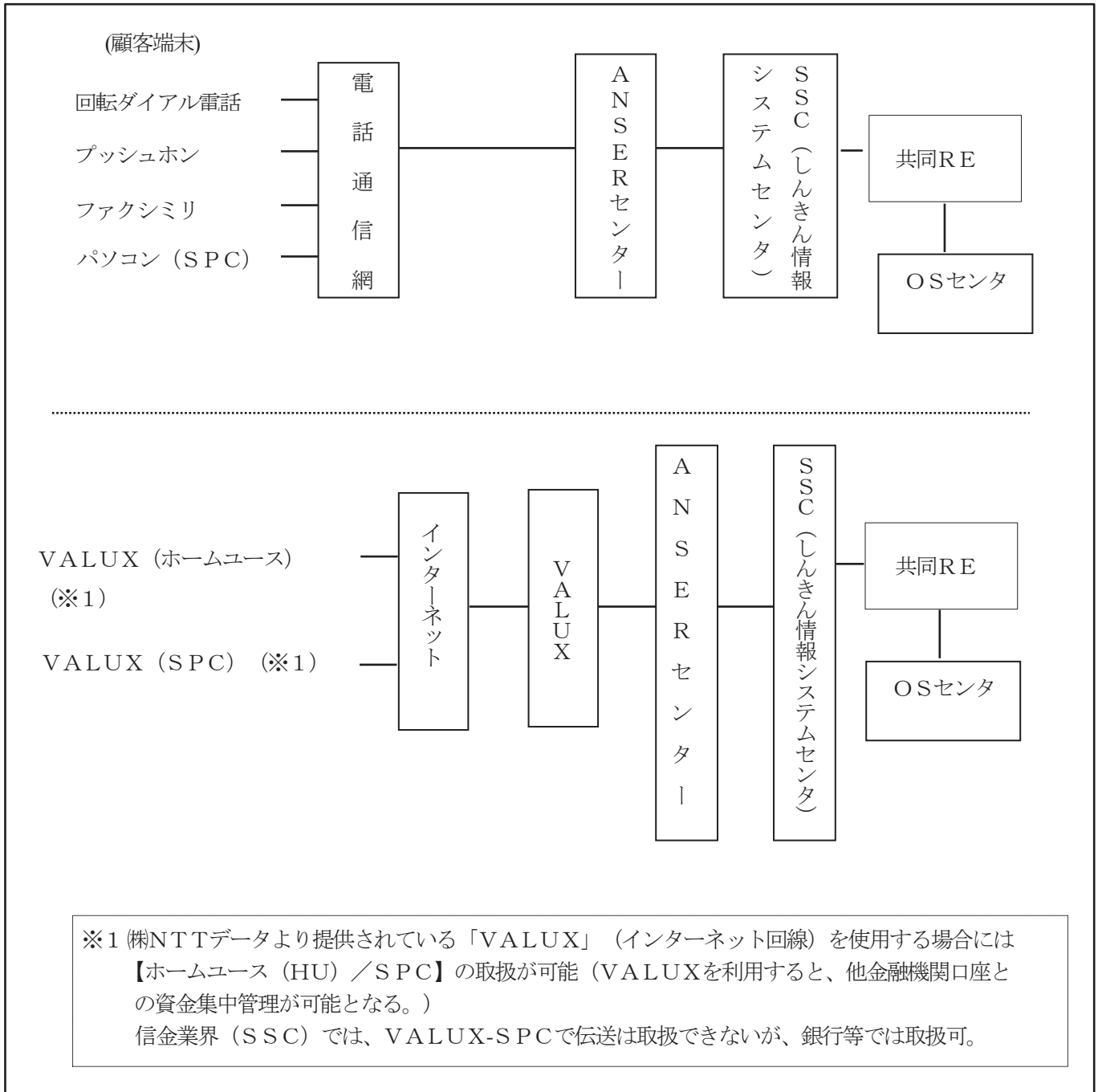
2. 接続型

サービス種類	接続型
ANSER・資金移動サービス	ANSERセンター経由(注1)

3. 接続型による特徴

ANSER型	<ul style="list-style-type: none">・NTTデータ通信が運営するANSERセンター経由で当庫の勘定系システムに接続・勘定系システムによる即時のオンライン取引（残高照会・資金移動等）が可能
--------	--

4. ANSERサービス



サービス種類 (ANSER)

以降、対象端末でVALUXの表記は、VALUX—HU（ホームユース）、VALUX—SPCの意味。

パソコン(SPC)の表記は、VALUXではないSPC（一般電話回線、ISDN電話回線）を意味します。

対象業務			サービスコード	補助コード	摘要	対象端末		
通知	取引通知(振込・取立)				加入者の預金口座に対する振込・取立入金の内容を通知	DP・PB・FAX		
	自動引落通知				加入者の預金口座に対する自動引落の取引を通知	*入出金明細の通帳形式はFAXのみ		
	入金出金明細通知 (固定形式・通帳形式)				加入者の預金口座に対する入金・出金の内容を通知			
残高照会	当日・前日・前月末		10		加入者の預金口座の当日・前日・前月末時点の残高照会を回答	DP・PB・FAX・パソコン(SPC)・VALUX		
	当日		11					
	前日		12					
	前月末		13					
照会	取引照会	振込・取立・自動引落		20		通知加入者の預金口座に対する振込入金・取立入金・自動引落のうち未通知分の内容を回答	DP・PB・FAX・パソコン(SPC)・VALUX	
		振込入金		21				
		取立入金		22				
		自動引落		23				
	入出金明細照会	固定形式 (注1)	日付指定なし	入出金	24	(日付) mmdd	加入者の預金口座に対する入金・出金取引の内容を回答	PB・FAX・パソコン(SPC)・VALUX
				入金	25			
				出金	26			
		日付指定あり	入出金	27				
			入金	28				
			出金	29				
	通帳形式 (注2)	日付指定なし	入出金	62	240000	FAXの場合 サービスコードで出力の様式を 固定形式/通帳形式の選択が可能	FAX	
			入金	62	250000			
			出金	62	260000			
日付指定あり		入出金	62	27mmdd				
		入金	62	28mmdd				
		出金	62	29mmdd				
再照会	取引再照会	当日分		振込入金	31	加入者の預金口座に対する振込入金・取立入金・自動引落のうち通知済み分の内容を回答	PB・FAX・パソコン(SPC)・VALUX	
				取立入金	32			
				自動引落	33			
	前日分		振込入金	41				
			取立入金	42				
			自動引落	43				
	前々日分		振込入金	51				
			取立入金	52				
			自動引落	53				
資金移動	日付指定なし	通常振込振替 (登録番号方式)		71		事前にセンターに登録済みの振込先を指定して取組日当日の振込・振替取引を行なう	PB・FAX・VALUX・パソコン(SPC) *他行振込はPB・FAX不可	
	日付指定あり	通常振込振替 (登録番号方式)		76		事前にセンターに登録済みの振込先を指定して取組日先日付(5営業日先まで)の振込・振替取引を行なう	VALUX・パソコン(SPC)	

資金移動	日付指定あり	通常振込振替 (都度指定方式)	86		振込・振替の都度、振込先情報を入力して取組日先日付 (5営業日先まで)の振込・振替取引を行なう	VALUX・ パソコン(S PC)
	振込振替取消		79		日付指定振込・振替の予約登録分の取消を行なう	VALUX・ パソコン(S PC)
	振込振替照会		73		振込振替結果の内容の照会を行なう	PB・FA X・VALU X・パソコン (SPC)

(注1) ANSERセンター固定フォーマット

(注2) 信金業界固定フォーマット。通帳印字形式

(注3) 特定明細照会： 前回照会明細以降が照会される機能→新規加入申込時、一度照会を行った入出金明細が不要な場合には、特定明細照会欄の「有」に○印の記入を受け、設定を行う。

【入出金明細照会の出力範囲】

	特定明細照会を設定する場合	特定明細照会を設定しない場合
当座預金	日付指定なし→前回照会以降の明細 日付指定あり→照会日の全明細	日付指定なし→照会日が10日以前の場合は、前月1日から照会日までの全明細。 照会日が11日以降の場合は、当月1日から照会日までの全明細 日付指定あり→照会日の全明細
普通預金	日付指定なし→前回照会以降の明細 (通帳への記帳に関わらず、前回照会以降の入出金明細照会を行うことができる) 日付指定あり→照会日の全明細	日付指定なし→通帳未記帳分の全明細 (通帳へ記帳を行った明細については、入出金明細照会を行うことができない) 日付指定あり→照会日の通帳未記帳分の全明細
設定方法	【5640】ANSER 特殊設定 18：入出金明細照会特定設定 <入出金明細照会> 1：特定照会を入力	

対象端末の略称

略称	対象端末	略称	対象端末
DP	回転ダイヤル式電話	VALUX	・「VALUX」（インターネット回線）による接続をするパソコン（ただし資金集中管理等の専用ソフトインストールが必要）。ホームユース（HU）とSPCを選択して利用する。
PB	プッシュボタン式電話		
FAX	ファクシミリ	パソコン（SPC）	一般パソコン（ただし、専用ソフト必要で伝送取引可能）

サービスと対象科目

サービス内容	対象科目
照会	当座・普通・貯蓄・納税
通知	当座・普通・貯蓄
資金移動	当座・普通・貯蓄

※ただし、アンサーWEB・モバイルバンキングの照会・資金移動の加入者科目は普通・貯蓄のみ可。

サービス取扱時間

サービス内容		時間帯
対顧客	通知取引	8:45～21:00
	照会取引	8:45～21:00
	資金移動取引	8:45～21:00
対信用金庫	加入登録・変更	8:00～21:00

※土・日・祝日は9:00～17:00となります。

資金移動の振込限度額

利用限度額

- (1) 1回あたりの振込限度額（都度受取人振込限度額）
資金移動の契約にあたっては、1回あたりの振込限度額は1億円。
- (2) 1日の振込限度額（振込1日限度額）
1日の振込限度額は10億円。

※但し、1回あたり限度額、1日あたりの限度額の設定は、前(1)(2)の限度額以内の設定可。